

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月27日

【会社名】 スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト
(Svenska Handelsbanken AB (publ))

【代表者の役職氏名】 ベント・エドホルム
(Bengt Edholm)
シニア・ヴァイス・プレジデント
(Senior Vice President)
トーマス・オーマン
(Thomas Åhman)
シニア・ヴァイス・プレジデント
(Senior Vice President)

【本店の所在の場所】 スウェーデン王国 SE-106 70 ストックホルム クングストラッド
ゴードシュガータン 2
(Kungsträdgårdsgatan 2, SE-106 70 Stockholm, Sweden)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 多賀 大輔

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1181

【事務連絡者氏名】 弁護士 甲立 亮
弁護士 岡田 加奈子
弁護士 乙黒 亮祐

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1192

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト
第1回円貨社債(2013)：175億円
スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト
第2回円貨社債(2013)：158億円
スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト
第1回変動利付円貨社債(2013)：141億円
スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト
第2回変動利付円貨社債(2013)：31億円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月10日付にて提出した有価証券届出書(平成25年6月21日付及び平成25年6月26日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)の記載事項のうち、利率及び発行価額の総額を始めとする発行条件等並びにその他の未定事項が決定しましたので、関係事項を下記のとおり訂正するとともに、その添付書類として元引受契約証書(4件)、財務代理契約証書(2件)及び財務代理・利率確認事務取扱契約証書(2件)を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 社債(短期社債を除く。)の募集
- 2 新規発行による手取金の用途
- (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【社債(短期社債を除く。)の募集】

(訂正前)

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)>

以下は、スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)(以下「本社債」という。)について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)>における本社債の未定事項または予定事項は2013年6月下旬頃に決定される予定である。

銘柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定) (年0.10%~1.10%を仮条件とする。) (注3)
利払日	毎年1月5日および7月5日	償還期限	2016年7月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構(下記「振替機関」において定義される。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン(以下総称して「保振機構業務規程等」という。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月27 日に調印される元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。 <u>左記 以外の元引受の条 件は未定である が、本社債の条件 決定日に、発行条 件とともに決定さ れる予定である。</u>
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		5,000 (予定)	

(中略)

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013)>

以下は、スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013) (以下「本社債」という。)について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013)>における本社債の未定事項または予定事項は2013年6月下旬頃に決定される予定である。

銘 柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債 (2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定) (年0.20%~1.20%を 仮条件とする。) (注3)
利払日	毎年1月5日および 7月5日	償還期限	2018年7月5日

募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構(下記「振替機関」において定義される。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン(以下総称して「保振機構業務規程等」という。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月27 日に調印される元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。左記 以外の元引受の条 件は未定である が、本社債の条件 決定日に、発行条 件とともに決定さ れる予定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合計		5,000(予定)	

(中略)

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>

以下は、スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)(以下

「本社債」という。)について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>における本社債の未定事項または予定事項は2013年6月下旬頃に決定される予定である。

銘柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト 第1回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(ロイターLIBOR01 頁(下記「利息支払の方法」に定義される。)に表示 されているロンドン銀行間 市場における日本円の3か 月預金のオフアード・レ ートに年率0.10%~0.60%を 加えた利率を仮条件とす る。) (注3)
利払日	毎年1月5日、4月5日、 7月5日および10月5日	償還期限	2016年7月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構(下記「振替機関」において定義される。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン(以下総称して「保振機構業務規程等」という。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月27 日に調印される元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。 <u>左記 以外の元引受の条 件は未定である が、本社債の条件 決定日に、発行条 件とともに決定さ れる予定である。</u>
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		5,000 (予定)	

(中略)

利息支払の方法

(1) (i) 本社債の利息は2013年7月5日(その日を含む。)から2016年7月5日(その日を含まない。)までこれを付し、2013年10月5日を初回として、その後毎年1月5日、4月5日、7月5日および10月5日の4回、各々その日(その日を含まない。)までの利息期間(以下に定義される。)についての利息を後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義される。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(その日を含まない。)までの利息期間について支払われるものとする。本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>」において、「東京営業日」とは、銀行が日本国東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。いずれかの利息期間またはその一部に係る利息は、かかる利息期間またはその該当部分中の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>」において、「利息期間」とは、2013年7月5日(その日を含む。)から第1回目の利払日(その日を含まない。)までの期間およびその後の各利払日(その日を含む。)からその次の利払日(その日を含まない。)までの期間をいう。

(ii) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(イ) 利率基準日(以下に定義される。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日の2 ロンドン営業

日 (以下に定義される。) 前日 (または最初の利息期間については、2013年7月3日) (それぞれの日を、以下「利率基準日」という。) の午前11時 (ロンドン時間) 現在のロイターLIBOR01頁 (以下に定義される。) に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率 (未定) % を加算した率とする。

本「1 社債 (短期社債を除く。) の募集 - <スウェーデン・スウェーデン銀行・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>」において、

- (x) 「ロンドン営業日」とは、銀行がロンドンにおいて営業 (外国為替および外貨預金取引を含む。) を行っている日をいう。
- (y) 「ロイターLIBOR01頁」とは、日本円預金に係るロンドン銀行間オファード・レート (英国銀行協会 (もしくはかかるレートの管理を引き継ぐ他の者) により管理されるもの) を表示するロイター (もしくはその承継サービス) のLIBOR01頁として指定された頁もしくは当該サービスのLIBOR01頁に代わる他の頁またはかかるレートに相当する率を表示するための情報源として発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

- (ロ) いずれかの利率基準日の午前11時 (ロンドン時間) に、上記オファード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行 (以下に定義される。) の東京の主たる店舗 (もしあれば) に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時 (ロンドン時間) 頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2 ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオファード・レート (年率で表示する。) を発行会社に提示するよう要請する。この場合、
- 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オファード・レート (そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。) の算術平均値 (必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。) に年率 (未定) % を加算した率とする。
 - 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オファード・レートの算術平均値 (必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。) に年率 (未定) % を加算した率とする。
 - 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オファード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオファード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日 (当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日) の午前11時 (ロンドン時間) 現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率 (未定) % を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日 (もしあれば) 以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

(中略)

<スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>

以下は、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013) (以下「本社債」という。)について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>における本社債の未定事項または予定事項は2013年6月下旬頃に決定される予定である。

銘柄	スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト 第2回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(ロイターLIBOR01 頁(下記「利息支払の方法」に定義される。)に表示 されているロンドン銀行間 市場における日本円の3か 月預金のオファード・レー トに年率0.15%~0.65%を 加えた利率を仮条件とす る。) (注3)
利払日	毎年1月5日、4月5日、 7月5日および10月5日	償還期限	2018年7月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構(下記「振替機関」において定義される。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン(以下総称して「保振機構業務規程等」という。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月27 日に調印される元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。 <u>左記 以外の元引受の条 件は未定である が、本社債の条件 決定日に、発行条 件とともに決定さ れる予定である。</u>
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		5,000 (予定)	

(中略)

利息支払の方法

(1) (i) 本社債の利息は2013年7月5日(その日を含む。)から2018年7月5日(その日を含まない。)までこれを付し、2013年10月5日を初回として、その後毎年1月5日、4月5日、7月5日および10月5日の4回、各々その日(その日を含まない。)までの利息期間(以下に定義される。)についての利息を後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義される。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(その日を含まない。)までの利息期間について支払われるものとする。本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>」において、「東京営業日」とは、銀行が日本国東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。いずれかの利息期間またはその一部に係る利息は、かかる利息期間またはその該当部分中の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>」において、「利息期間」とは、2013年7月5日(その日を含む。)から第1回目の利払日(その日を含まない。)までの期間およびその後の各利払日(その日を含む。)からその次の利払日(その日を含まない。)までの期間をいう。

(ii) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

- (イ) 利率基準日 (以下に定義される。) の翌東京営業日 (以下「利率決定日」という。) の午前10時 (東京時間) までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日の2 ロンドン営業日 (以下に定義される。) 前の日 (または最初の利息期間については、2013年7月3日) (それぞれの日を、以下「利率基準日」という。) の午前11時 (ロンドン時間) 現在のロイターLIBOR01頁 (以下に定義される。) に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率 (未定) % を加算した率とする。
- 本「1 社債 (短期社債を除く。) の募集 - <スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>」において、
- (x) 「ロンドン営業日」とは、銀行がロンドンにおいて営業 (外国為替および外貨預金取引を含む。) を行っている日をいう。
- (y) 「ロイターLIBOR01頁」とは、日本円預金に係るロンドン銀行間オファード・レート (英国銀行協会 (もしくはかかるレートの管理を引き継ぐ他の者) により管理されるもの) を表示するロイター (もしくはその承継サービス) のLIBOR01頁として指定された頁もしくは当該サービスのLIBOR01頁に代わる他の頁またはかかるレートに相当する率を表示するための情報源として発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。
- (ロ) いずれかの利率基準日の午前11時 (ロンドン時間) に、上記オファード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行 (以下に定義される。) の東京の主たる店舗 (もしあれば) に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時 (ロンドン時間) 頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2 ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオファード・レート (年率で表示する。) を発行会社に提示するよう要請する。この場合、
- 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オファード・レート (そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。) の算術平均値 (必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。) に年率 (未定) % を加算した率とする。
 - 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オファード・レートの算術平均値 (必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。) に年率 (未定) % を加算した率とする。
 - 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オファード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオファード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日 (当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日) の午前11時 (ロンドン時間) 現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率 (未定) % を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日 (もしあれば) 以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

(後略)

(訂正後)

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)>

以下は、スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)(以下「本社債」という。)について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債 (2013)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	175億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	175億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年0.458%
利払日	毎年1月5日および 7月5日	償還期限	2016年7月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構(下記「振替機関」において定義される。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン(以下総称して「保振機構業務規程等」という。)に従って取り扱われる。

(注)(注2)および(注3)を全文削除しております。

(中略)

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月27 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.20%に相当する 金額である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		17,500	

(中略)

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013)>

以下は、スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013) (以下「本社債」という。)について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘 柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債 (2013)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	158億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	158億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年0.667%
利払日	毎年1月5日および 7月5日	償還期限	2018年7月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構(下記「振替機関」において定義される。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン(以下総称して「保振機構業務規程等」という。)に従って取り扱われる。

(注)(注2)および(注3)を全文削除しております。

(中略)

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月27 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.25%に相当する 金額である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		15,800	

(中略)

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>

以下は、スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)(以下「本社債」という。)について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘 柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト 第1回変動利付円貨社債(2013)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	141億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	141億円

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率 (%)	ロイターLIBOR01頁 (下記「利息支払の方法」に定義される。) に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートに年率0.17%を加えた利率
利払日	毎年1月5日、4月5日、7月5日および10月5日	償還期限	2016年7月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号、その後の改正を含む。) (以下「振替法」という。) が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構 (下記「振替機関」において定義される。) が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン (以下総称して「保振機構業務規程等」という。) に従って取り扱われる。

(注) (注2) および(注3) を全文削除しております。

(中略)

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月27 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。 <u>共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.20%に相当する 金額である。</u>
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		14,100	

(中略)

利息支払の方法

(1) (i) 本社債の利息は2013年7月5日(その日を含む。)から2016年7月5日(その日を含まない。)までこれを付し、2013年10月5日を初回として、その後毎年1月5日、4月5日、7月5日および10月5日の4回、各々その日(その日を含まない。)までの利息期間(以下に定義される。)についての利息を後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義される。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(その日を含まない。)までの利息期間について支払われるものとする。本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>」において、「東京営業日」とは、銀行が日本国東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。いずれかの利息期間またはその一部に係る利息は、かかる利息期間またはその該当部分中の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>」において、「利息期間」とは、2013年7月5日(その日を含む。)から第1回目の利払日(その日を含まない。)までの期間およびその後の各利払日(その日を含む。)からその次の利払日(その日を含まない。)までの期間をいう。

(ii) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(イ) 利率基準日(以下に定義される。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日の2 ロンドン営業

日 (以下に定義される。) 前の日 (または最初の利息期間については、2013年7月3日) (それぞれの日を、以下「利率基準日」という。) の午前11時 (ロンドン時間) 現在のロイターLIBOR01頁 (以下に定義される。) に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率0.17%を加算した率とする。

本「1 社債 (短期社債を除く。) の募集 - <スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>」において、

(x) 「ロンドン営業日」とは、銀行がロンドンにおいて営業 (外国為替および外貨預金取引を含む。) を行っている日をいう。

(y) 「ロイターLIBOR01頁」とは、日本円預金に係るロンドン銀行間オファード・レート (英国銀行協会 (もしくはかかるレートの管理を引き継ぐ他の者) により管理されるもの) を表示するロイター (もしくはその承継サービス) のLIBOR01頁として指定された頁もしくは当該サービスのLIBOR01頁に代わる他の頁またはかかるレートに相当する率を表示するための情報源として発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

(ロ) いずれかの利率基準日の午前11時 (ロンドン時間) に、上記オファード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行 (以下に定義される。) の東京の主たる店舗 (もしあれば) に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時 (ロンドン時間) 頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2 ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオファード・レート (年率で表示する。) を発行会社に提示するよう要請する。この場合、

- 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オファード・レート (そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。) の算術平均値 (必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。) に年率0.17%を加算した率とする。
- 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オファード・レートの算術平均値 (必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。) に年率0.17%を加算した率とする。
- 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オファード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオファード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日 (当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日) の午前11時 (ロンドン時間) 現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率0.17%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日 (もしあれば) 以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

(中略)

<スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>

以下は、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)(以下「本社債」という。)について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

銘柄	スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト 第2回変動利付円貨社債(2013)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	31億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	31億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法」に定義される。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートに年率0.20%を加えた利率
利払日	毎年1月5日、4月5日、 7月5日および10月5日	償還期限	2018年7月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構(下記「振替機関」において定義される。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン(以下総称して「保振機構業務規程等」という。)に従って取り扱われる。

(注)(注2)および(注3)を全文削除しております。

(中略)

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2013年6月27 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.25%に相当する 金額である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		3,100	

(中略)

利息支払の方法

(1) (i) 本社債の利息は2013年7月5日(その日を含む。)から2018年7月5日(その日を含まない。)までこれを付し、2013年10月5日を初回として、その後毎年1月5日、4月5日、7月5日および10月5日の4回、各々その日(その日を含まない。)までの利息期間(以下に定義される。)についての利息を後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義される。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(その日を含まない。)までの利息期間について支払われるものとする。本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>」において、「東京営業日」とは、銀行が日本国東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。いずれかの利息期間またはその一部に係る利息は、かかる利息期間またはその該当部分中の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>」において、「利息期間」とは、2013年7月5日(その日を含む。)から第1回目の利払日(その日を含まない。)までの期間およびその後の各利払日(その日を含む。)からその次の利払日(その日を含まない。)までの期間をいう。

(ii) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(イ) 利率基準日(以下に定義される。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日の2 ロンドン営業

日 (以下に定義される。) 前の日 (または最初の利息期間については、2013年7月3日) (それぞれの日を、以下「利率基準日」という。) の午前11時 (ロンドン時間) 現在のロイターLIBOR01頁 (以下に定義される。) に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率0.20%を加算した率とする。

本「1 社債 (短期社債を除く。) の募集 - <スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>」において、

(x) 「ロンドン営業日」とは、銀行がロンドンにおいて営業 (外国為替および外貨預金取引を含む。) を行っている日をいう。

(y) 「ロイターLIBOR01頁」とは、日本円預金に係るロンドン銀行間オファード・レート (英国銀行協会 (もしくはかかるレートの管理を引き継ぐ他の者) により管理されるもの) を表示するロイター (もしくはその承継サービス) のLIBOR01頁として指定された頁もしくは当該サービスのLIBOR01頁に代わる他の頁またはかかるレートに相当する率を表示するための情報源として発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

(ロ) いずれかの利率基準日の午前11時 (ロンドン時間) に、上記オファード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行 (以下に定義される。) の東京の主たる店舗 (もしあれば) に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時 (ロンドン時間) 頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオファード・レート (年率で表示する。) を発行会社に提示するよう要請する。この場合、

- 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オファード・レート (そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。) の算術平均値 (必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。) に年率0.20%を加算した率とする。
- 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オファード・レートの算術平均値 (必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。) に年率0.20%を加算した率とする。
- 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オファード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオファード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日 (当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日) の午前11時 (ロンドン時間) 現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率0.20%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日 (もしあれば) 以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

(後略)

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
200億円(予定)(注1)	未定(注2)	未定(注2)

(注1) スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013)、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)およびスウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)の合計金額である。かかる金額は2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(注2) 2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(訂正後)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
505億円(注)	1億1,045万円	503億8,955万円

(注) スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013)、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)およびスウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)の合計金額である。